

学校感染症と出席停止期間の目安

| 分類 | 病名 | 出席停止の期間 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く) | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹(はしか) | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風疹 | 発疹が消失するまで |
| | 水痘(みずぼうそう) | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消失した後2日を経過するまで |
| | 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症 | 医師において感染のおそれがないと認められるまで |

※その他の感染症は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものです。次に示す感染症が例として挙げられますが、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではありません。

例：感染性胃腸炎、サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、手足口病、带状疱疹、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹、伝染性軟属腫、アタマジラミ症、疥癬、皮膚真菌症